

平成19年4月27日
消 防 庁

市町村国民保護計画作成の進捗状況 (平成19年4月1日現在)

消防庁は、平成19年4月1日現在の市町村国民保護計画作成の進捗状況についての調査を実施、その結果を別添のとおり取りまとめましたので、公表します。

主な内容は以下のとおりです。

全市町村(特別区を含む。)1,827団体中、作成済みであるのが1,707団体(93.4%)、未作成であるのが120団体(6.6%)

【別添資料】

「市町村国民保護計画作成の進捗状況について」

(連絡先)

担当：消防庁国民保護・防災部防災課
国民保護室
伊藤課長補佐・竹澤事務官
TEL：03-5253-7550
FAX：03-5253-7543

市町村国民保護計画作成の進捗状況について

（平成19年4月1日現在）

●市町村国民保護計画の作成状況

| 作成済み市町村 | 未作成市町村 | | | | 合計 | |
|---------|---------------|------------|------------|-------------|----|------|
| | 都道府県知事協議中の市町村 | 都道府県との事前相談 | 計画内容の検討に着手 | 計画内容の検討に未着手 | | |
| 1707 | 120 | 7 | 64 | 38 | 11 | 1827 |

※「都道府県知事協議」とは、国民保護法第35条第5項に定める、市町村国民保護計画の作成に関わる都道府県知事との協議をいう。

※「都道府県との事前相談」とは、市町村国民保護計画の素案が作成された後、都道府県知事との正式な協議前に、都道府県と市町村の間で行われる確認・調整等のための相談をいう。（全都道府県で実施）

●未作成市町村の計画に係る都道府県知事協議完了予定時期

| 4月中 | 5月中 | 6月中 | 7月中 | 8月中 | その他 | 計 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 14 | 38 | 32 | 9 | 14 | 13 | 120 |

総務省消防庁国民保護室 調査（平成19年4月）